

三浦市公共下水道（東部処理区）
運営事業

特定事業の選定

令和3年4月9日

三浦市上下水道部

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第7条の規定に基づき、三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条の規定に基づき特定事業の選定に係る客観的な評価の結果を次のとおり公表する。

令和3年4月9日

三浦市長 吉田英男

1 事業概要

(1) 事業名称

三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設等

ア 処理場（東部浄化センター）

イ ポンプ場（金田中継センター）

ウ 管路施設（幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール（マンホール蓋を含む）、公共汚水ます、取付管）

※ ただし、下水の排除方式は分流式であり、汚水のみを対象とする。

(3) 公共施設等の管理者の名称

三浦市長 吉田 英男

(4) 事業方式

三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業（以下「本事業」という。）は、PFI 法第 16 条の規定に基づき、処理場、ポンプ場及び管路施設（以下「対象施設」という。）に係る公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定し、PFI 法第 2 条第 6 項に規定する公共施設等運営事業とする。

(5) 事業期間

事業期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 25 年 3 月 31 日までを予定する。

ただし、実施契約に定める事由が生じ、市及び公共施設等運営権者（PFI 法第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」という。）が、事業期間の延長を申し出たときは、最長 5 年間、事業期間を延長することができる。

なお、公共施設等運営権の存続期間は、運営権設定日から本事業終了日までとする。

(6) 事業範囲

運営権者が行う対象施設に係る運営等の業務は、次のとおりとする。

ア 主たる事業

主たる事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。

(ア) 経営に関する業務

(イ) 各種計画支援に関する業務

(ウ) 対象施設の改築・維持管理・増築に関する企画、調整、実施に関する業務

イ 附帯提案事業

附帯提案事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程の導入等、主たる事業と一体的に行うことにより費用削減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

ウ 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を運営権者又は応募企業、構成員（協力企業を除く。）自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

（7）利用料金

運営権者は、利用料金を三浦市公共下水道事業（東部処理区）の使用者から収受する。利用料金の額は、三浦市下水道条例（平成9年三浦市条例第5号）に規定する使用料の額に100分の90までの範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額に相当する額とする。

（8）費用負担

ア 主たる事業及び附帯提案事業

（ア）経営に関する業務

運営権者は、経営に係る費用の全てを負担する。

（イ）各種計画支援に関する業務

市は、各種計画支援に係る費用の全てを負担する。

（ウ）対象施設の改築・維持管理・増築に関する企画、調整、実施に関する業務

a 処理場、ポンプ場及び管路施設の改築

市は、改築に係る設計・工事の費用（施工監理に係る費用を含む。）の全てを負担する。運営権者は改築に係る設計・工事費用以外の企画・調整等の費用を負担する。なお、市は、負担額の支払いに当たり、借入金と国補助金を充当する予定である。

b 処理場、ポンプ場及び管路施設の維持管理

運営権者は、維持管理に係る費用の全てを負担する。

c 管路施設の増築

市は、管路施設の増築に係る設計・工事の費用（施工監理に係る費用を含む。）の全てを負担する。運営権者は増築に係る設計・工事費用以外の企画・調整等の費用を負担する。なお、市は、負担額の支払いに当たり、借入金と国補助金を充当する予定である。

イ 任意事業

運営権者又は応募企業、構成員（協力企業を除く。）は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、主たる事業及び附帯提案事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分しなければならない。

2 評価の内容

(1) 評価の方法

本事業のうち、主たる事業のみを対象として、市が自ら実施する場合と、公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものを比較し、事業費総額の縮減が期待できることを選定の基準とした。

また、上記の事業費総額の縮減に加えて、本事業を公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の定性的な評価を行った。

(2) 定量的な評価

ア 評価対象事業

- ・主たる事業

イ 前提条件

市が自ら実施する場合及び公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の予定事業費の算定に当たり、設定した主な前提条件について次の表に示す。なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

表1 評価前提条件の比較

区分	市が自ら実施する場合	運営権者が実施する場合*
共通の条件	① 事業期間：20年（令和5年4月～令和25年3月） ② 割引率：1.607%（固定利付国債（20年）利率の平成11年11月～令和元年10月の20年平均） ③ 物価上昇率：見込んでいない	
経営に関する費用	①主な費用の項目 ・人件費 ②算出根拠 令和2年度の三浦市管理時における職員数の見込をもとに算定	①主な費用の項目 ・人件費 ・モニタリング経費 ・租税公課 ②算出根拠 業務の簡素化、効率化により一定の減員が実現するものとして算定
各種計画支援に関する費用	①主な費用の項目 ・ストックマネジメント計画費 ・下水道事業計画費 ②算出根拠 平成26～29年度までの三浦市管理時における実績等をもとに算定	同左
改築に関する費用	①主な費用の項目 ・調査、計画費 ・設計、積算費 ・改築費 ②算出根拠	①主な費用の項目 ・調査、計画費 ・設計、積算費 ・改築費 ②算出根拠

	類似施設の実績値や現行施設の取得価格をもとに算定	発注時期の創意工夫、一括発注による効率化、民間事業者の独自技術や創意工夫の活用、修繕及び維持との一体化による仕様の最適化などによりコスト削減が実現するものとして算定
増築に関する費用	①主な費用の項目 ・調査、計画費 ・設計、積算費 ・増築費 ②算出根拠 平成 25～29 年度までの三浦市管理時における実績をもとに算定	同左
維持管理に関する費用	①主な費用の項目 ・修繕費 ・ユーティリティー費 ・処理場等運転費 ・保守管理費 ・使用料徴収費 ・廃棄物処分費 ②算出根拠 平成 28～29 年度までの三浦市管理時における修繕費及び維持費の実績をもとに算定	①主な費用の項目 ・修繕費 ・ユーティリティー費 ・処理場等運転費 ・保守管理費 ・利用料金収受費 ・廃棄物処分費 ②算出根拠 発注時期の創意工夫による最適化、民間事業者の独自技術や創意工夫の活用、改築との一括発注による効率化などによりコスト削減が実現するものとして算定

※ 運営権者が実施する場合の経費には、監理・監督するために必要な人件費等の経費を含む。

ウ 算定結果

上記イの前提条件に基づき、市が自ら実施する場合と、公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものとを比較した結果、約 3.9%の削減が期待できることが確認された。

表 2 VFM の値

項目	値
VFM (割合)	約 3.9%

なお、PSC¹ 及び PFI-LCC² については、事業者選定等において正当な競争性が阻害される恐れがあるため、公表しない。

¹ Public Sector Comparator : 市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したもの。

² Life Cycle Cost : 公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したもの。

(3) 定性的な評価

本事業を公共施設等運営事業として実施することにより、以下に示すような定性的効果を期待できる。

- ア 民間事業者の経営視点を取り込んだ中長期的な投資戦略の改善
 - (ア) 民間資金等を活用した流動性の高い資金調達の実現
 - (イ) 下水道事業ニーズの変化に即応する民間技術等の積極活用
 - (ウ) スtockマネジメント等に基づく適時適切な改築更新
 - (エ) 財務指標に基づく健全な経営及び適切な情報開示

- イ 収支バランスの取れた下水道事業の実施と持続可能性の向上
 - (ア) 人口減少などに伴う収益減少を見据えた使用料金の最適化
 - (イ) 独立採算型運営への移行に向けた財政構造の健全化
 - (ウ) 事業運営体制の最適化

- ウ 三浦市の魅力向上に資する下水道事業等の潜在的な価値の創出
 - (ア) 下水道関連事業を活かす新たな事業等の創出
 - (イ) 地域住民等との協働による地域貢献

(4) 総合評価

本事業は、PFI法に基づく特定事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、定量的評価において、事業期間中の事業費総額を約3.9%（現在価値換算後）縮減できることに加え、定性的な効果も期待できることが確認された。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。